

# 政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています



政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

下記の①～⑥の項目で処罰されると、公民権停止（\*1）の対象となります。

寄附禁止ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。  
（\*1）公民権停止とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加などが禁止されること

■問い合わせ先 市選挙管理委員会（総務課内）  
☎(36)1375、FAX (37)1242

## 政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現させましょう

### ①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

### ②政治家に対する寄附の勧誘、要求を禁止

政治家への威迫や、政治家の当選・被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。

### ③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家を役員や構成員とする団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附したることは禁止されています。選挙に関して寄附をすると処罰されます。

### ④後援団体の寄附の禁止

後援団体（後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類する物を出したり、後援団体（後援会）の設立目的で実施される行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

### ⑤年賀状などのあいさつなどの禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。

### ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットなどにし出すと処罰されます。政治家や後援団体（後援会）に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されています。威迫して求めると処罰されます。



## みんなで徹底しよう 三ない運動

### 贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差入

秘書などが代理で出席する場合の結婚祝

お祭りへの寄附・差入

地域での運動会・スポーツ大会への飲食物などの差入

お歳暮・お年賀

落成式・開店祝などの花輪

入学祝・卒業祝

葬儀の花輪・供花

秘書などが代理で出席する場合の葬儀の香典

病気の見舞

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

\* 詳細は、総務省なるほど！選挙「寄附の禁止」[HP](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html) http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/naruhodo/naruhodo08.html で確認を